

健康診査 既存健康診査対象外の県民に対する健康診査

- 目的
生涯にわたり生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげるため、これまで既存制度による健康診断、健康診査を受診する機会がなかった県民に対して健康診査（特定健診と同等）の機会を設けたものです。
- 対象者
避難区域等以外概ね19歳～39歳の学生以外の国民健康保険被保険者、社会保険被扶養者等。

県民健康調査の一環として、これまで既存制度では健康診査を受診する機会がなかった県民の皆様に対して「健康診査」の機会を提供し、福島県民の皆様の健康の保持・増進を図り、健康長寿を目指すことを狙って設けられた制度です。

本資料への収録日：平成 28 年 3 月 31 日